

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）

分担研究報告書

視覚関連補装具に関する全国の市区町村と更生相談所の現況に関する研究

研究分担者 清水 朋美 国立障害者リハビリテーションセンター病院第二診療部

堀 寛爾 国立障害者リハビリテーションセンター病院第二診療部

研究要旨

視覚関連補装具に関する全国の市区町村と更生相談所の認識と対応の現況を把握することを目的に調査を実施した。全国の市区町村と更生相談所を対象に調査票を郵送し、回答依頼を行った。その結果、市区町村は 781/1743 か所 (44.9%)、更生相談所は 70/77 か所 (90.9%) の回答が得られた。市区町村での眼鏡（弱視用）の決定件数は少なかった。暗所視支援眼鏡と最新技術を盛り込んだ高機能白杖については、いずれも「知らない」の回答が 60% 台で最多だった。更生相談所では、「市区町村から視覚関連補装具に関する相談（判断に悩むケース等）が入った場合に相談する先」は、理学療法士、看護師が多く、眼科医、視能訓練士は 1 件ずつだった。「視覚障害関連業務に関わる更生相談所の常勤職員の視覚関連補装具に関する知識習得の機会」については、「ある」が 30 件 (42.9%)、「なし」が 41 件 (58.6%) だった。「なし」の理由としては、「必要だと思うが、他業務の割合が多く、視覚関連の時間が取りにくい」が 26 件 (61.9%) で最多だった。視覚関連の特例補装具については、「問い合わせもなく、まったく判定したことはない」が 47 件 (67.1%) で最多だった。市区町村、更生相談所ともに視覚関連補装具に関する最新情報、専門性の担保に課題があると考えられた。

A. 研究目的

視覚障害者用補装具の対象品目は、視覚障害者安全つえ（旧盲人安全つえ、令和 2 年度から改称）、眼鏡、義眼がある。このうち眼鏡には、矯正用、弱視用、遮光用、コンタクトレンズが含まれる。他障害の補装具と比較して数も少なく、その決定は基本的に市区町村で判断されている。

これまで、視覚障害者用補装具に関する最新の関連情報の認識状況について市区町村と更生相談所にどこまで知られているのか報告されたものは、筆者らが調べた限りでは見当たらなかった。さらに今回は、遮光用の眼鏡が令和 2 年度から眼鏡（遮光用）に前掛式に加え、掛けめがね式が追加されたので、種類変更に伴った眼鏡の決定状況を含めた視覚障害者用補装具に関する市区町村ならびに視覚障害者用補装具に関する更生相談所の認識と対応の現況についても調査を行うことを目的とした。

B. 研究方法

調査はアンケート調査として実施した。全国の 1,741 市区町村と 77 更生相談所へ調査票を郵送し、回答を回収し集計を行った。調査期間は、市区町村が令和元年 11 月 13 日～12 月 25 日、更生相談所が令和元年 9 月 27 日～11 月 29 日とした。設問内容は、市区町村に対しては主に眼鏡の決定件数、最新の視覚関連機器の認知度、更生相談所に対しては主に視覚関連補装具の専門性担保、特例補装具について含めた。

（倫理面への配慮）

なし

C. 研究結果

市区町村の調査票への回答率は 44.9% (781/1,741) だった。掛けめがね式的眼鏡（弱視用）の決定件数は平成 26 年度～30 年度まで毎年 100 件台で横ばい状態であり、平成 26 年度以降 5 年間の平均で

136.4 件だった。眼鏡（弱視用）に設定されていないものについての相談受付については、「現支給制度で定められていないものの相談は受け付けていない」が 443 件（56.7%）と最多だった。相談を受けたという回答は計 10 件（0.1%）で、具体的には、弱視用の拡大鏡、ルーペ、暗所視支援眼鏡の品目が挙げられた。眼鏡の名称を組み合わせた支給決定の有無では、分かっている組み合わせのなかでは「矯正と遮光」の組み合わせが最多だったが、不明の数はさらに多い結果だった。暗所視支援眼鏡については、「知らない」が 524 件（67.1%）と最多だった。眼鏡（矯正用）と眼鏡（遮光用）の決定件数は、平成 30 年度は平成 29 年度と比較して、「矯正 6D 未満」と「遮光前掛式」が増加していた。度数の入っていない掛けめがね式的眼鏡（遮光用）の扱いについては、「度数が入っていないものは「6D 未満」の矯正用に含まれ、なおかつ矯正用の備考欄に「遮光用としての機能が必要な場合は 30,000 円とすること」となっているので、それに準じて決定している」の回答が 207 件（26.5%）で最多だった。最新技術を盛り込んだ高機能盲人安全つえについては、「制度の対象になっていないので知らない」が 498 件（63.8%）と最多だった。

更生相談所の調査票への回答率は 90.9%（70/77）だった。「市区町村から視覚障害の補装具支給に関する相談が入った場合、どのような専門性の人に対応するか」について、理学療法士、看護師、身体障害者福祉司の順に多く、眼科医、視能訓練士は 1 件ずつだった。「視覚障害関連業務に関わる更生相談所の常勤職員の視覚関連補装具に関する知識習得の機会」については、「ない」の回答は 41 件（58.6%）を占めた。その理由としては、「必要だと思うが、他業務の割合が多く、視覚関連の時間が取りにくい」が最多だった。30 件（42.9%）は「ある」の回答で、「国立障害者リハビリテーションセンターで開催されている研修会への参加」が最多だった。視覚関連の特例補装具については、「問い合わせもなく、まったく判定したことはない」が 47 件（67.1%）で最多だった。実際に特例補装具として決定したものとして、虹彩付きコンタクトレンズが挙げられた。問い

合わせはあったが、補装具に該当しないという理由で決定されなかったものとして、暗所視支援眼鏡、オトングラス*があった。

D. 考察

厚生労働省の統計

(https://www.mhlw.go.jp/toukei/youran/indexyk_3_3.html)によれば、平成 30 年度の補装具購入決定件数は総数 156,092 件で、うち眼鏡（弱視用）は 479 件と報告されている。今回の調査では、眼鏡（弱視用）の年間件数は 100 件台だったが、過去 5 年間ほぼ同数だった。補装具全体をみた場合、眼鏡（弱視用）は継続的に少ない件数であると考えられる。コンタクトレンズと同様に、眼鏡（弱視用）でも同様に眼科医の認識が影響している可能性がある。もうひとつの理由としては、視覚障害が手帳ベースでは最も数が少ない障害であることが考えられる。「矯正 6D 未満」と「遮光前掛式」の増加では、平成 30 年度から、眼鏡（遮光用）に前掛式のみとなり、度数の入っていない掛けめがね式は「矯正 6D 未満」に含まれたことに起因すると考えられた。令和 2 年度から、眼鏡（遮光用）に前掛式に加え、掛けめがね式が追加されたので、今後は「矯正 6D 未満」と「遮光前掛式」の件数が少なくなることが予想される。度数の入っていない掛けめがね式の遮光眼鏡はロービジョン患者に処方する機会も多く、眼科関係者にとってはわかりやすく改善されたと言える。暗所視支援眼鏡、高機能盲人つえといった最新の補助具については過半数が知らず、視覚関連の最新情報は入りにくい可能性が高かった。

近年、視覚障害関連の新しい補助具が次々と上市され、一部には補装具として認められる可能性について眼科関係者の間で論じられるものもある。仮に特例補装具として申請を検討する場合には、更生相談所が窓口となる。一般的に視覚障害者用補装具については各地の市区町村が窓口となり補装具費支給決定まで行うため、更生相談所で視覚障害者用補装具について検討される機会はかなり少ないことが想定される。

更生相談所への調査では、市区町村からの視覚関連の相談事については大多数が理学療法士等の眼科の専門外職種が対応しており、職員の研修機会については、視覚障害関連の研修機会は半分以下ということが明らかになった。仮に新しい視覚障害関連補助具が出てきても、眼科の専門性担保が乏しい状況で補装具としての是非について正しい判断ができるのか懸念される。告示に定められた補装具の種目に該当していても名称・型式・基本構造のないもので障害状況、生活環境等で真に必要なものは特例補装具として申請をすることができるが、視覚障害関連で決定された例は極めて少ない。特例補装具は「問い合わせも判定もない」が最多だったが、更生相談所側の要因のみならずここにも眼科医の認識の乏しさが大きく影響している可能性が高い。

本来は手帳の等級基準を満たしている状態であるにも関わらず、手帳を取得していない視覚障害の患者は相当数いる。手帳があれば、補装具申請を検討できる機会が生じやすい。手帳取得を望まない患者であればやむを得ないが、希望があるのに情報がないう理由だけで、長年に渡って手帳も補装具も活用できていなかった視覚障害の患者は眼科の臨床現場ではかなり多いことが予測される。以前、日本盲人会連合（現在の日本視覚障害者団体連合）が実施した調査によれば、補装具の制度を知るまでに5年以上かかった視覚障害者が23.7%を占め、眼科医からの情報提供は15.3%に止まっていた。

E. 結論

本研究結果でも、視覚関連補装具の決定件数が少なく、特例補装具に関する問い合わせが低かったことを考えると、眼科で手帳を取得してから補装具申請に至るプロセスは決して円滑ではないことが推測される。視覚関連補装具はロービジョンケア全般とも深く関わっており、手帳取得を含めた眼科医への関連知識の普及と啓発が喫緊の課題であると考えられた。

F. 健康的危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

清水朋美, 堀寛爾, 山崎伸也. 視覚関連補装具に関する全国の市区町村と更生相談所の現況. 臨床眼科, 75 (5), 649-655, 2021.

2. 学会発表

清水朋美, 堀寛爾, 山崎伸也. 視覚関連補装具に関する全国の市区町村と更生相談所の現況. 第74回日本臨床眼科学会, 東京国際フォーラム, 東京, 2020-10-15/18 (Web開催 2020-11-5/12-6).

H. 知的財産権に出願・登録状況(予定を含む)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし